

転入の手続きについて

◆転入の手続きは、次の手順でお願いいたします。

1. 大阪狭山市役所の市民窓口グループで、転入または転居（市内）の手続きを行ってください。
2. 市役所 3 階の市教育委員会（学校教育グループ）へ行き、転入の手続きを行ってください。
3. 市教育委員会で発行された「転入学通知書」と、それまで通学していた学校が発行した次の書類を持ち、本校にお越しくください。
a:在学証明書 b:教科書給与証明書

転出の手続きについて

◆転出の手続きは、次の手順でお願いいたします。

1. 大阪狭山市役所の市民窓口グループで、転出または転居（市内）の手続きを行ってください。
2. 市役所 3 階の市教育委員会（学校教育グループ）へ行き、転出または転居について申し出て、「転学（出）通知書」の交付を受けてください。
3. 市教育委員会で発行された「転学（出）通知書」を持ち、本校校長あてに転出の旨を申し出て、次の書類を受け取り、転出先の学校へ行ってください。
a:在学証明書 b:教科書給与証明書
4. 転出の場合、転出先の市役所・町村役場へ行き、転入の手続きを行い、当該教育委員会で転入の手続きを行ってください。

※転出・転居が決まりましたら、できる限り早く学校・担任までお知らせください。